

3 監 査 第 8 6 号
令 和 3 年 8 月 12 日

請求人
愛知県名古屋市守山区
寺 尾 介 伸 様

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 原 よしのぶ

同 渡 辺 昇

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和3年7月21日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和3年7月21日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関
愛知県知事
- 2 請求の対象となる財務会計行為
飲食店に対する愛知県感染防止対策協力金の支出
- 3 当該行為が違法・不当である理由及び請求する措置

愛知県は、令和3年3月31日から同年7月11日までの新型コロナウイルス感染症のいわゆる第4波において、飲食店でのクラスターの発生が1件だけであるにもかかわらず、飲食店に対して時短要請をし、同年4月20日から同年7月11日までの飲食店に対する愛知県感染防止対策協力金の予算額は1,957億円もあり、この行為は愛知県民に対する背任行為であるため、即刻、協力金支給を止めるべきである。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

この点、請求人の主張は、愛知県知事による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための飲食店に対する営業時間短縮要請に係る愛知県感染防止対策協力金の支出が、愛知県民に対する背任行為であるというものであるが、これは、請求人の県政に対する自らの見解を述べているにとどまることから、違法又は不当である旨の指摘として失当であり、その余を審査するまでもない。

第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。